

ギャンブル等依存症対策基本法案の比較(主な相違点)

《資料7》

相違点	自民・公明・日本維新の会 (H30.5.16衆議院提出)	立憲・自由・社民・無所属 (H29.12.6衆議院提出)
法案名	ギャンブル等依存症対策基本法	ギャンブル依存症対策基本法
都道府県推進計画 〔責務の度合い、見直しサイクルの相違〕	推進計画の策定に努力義務を負う 少なくとも <u>3年ごと</u> に、推進計画に検討を加える	推進計画の策定に義務を負う 少なくとも <u>5年ごと</u> に、推進計画に検討を加える
推進体制 〔本部会議の有無〕	内閣官房長官を本部長とする「ギャンブル等依存症対策推進本部」を設置 本部長: 内閣官房長官 副本部長: 国務大臣	内閣総理大臣を本部長とする「ギャンブル等依存症対策推進本部」を設置 本部長: 内閣総理大臣 副本部長: 内閣官房長官及び厚生労働大臣
依存症患者等からの意見聴取 〔当事者参画手法の相違〕	本部は、「推進基本計画案」を作成、施策の実施状況の評価結果のとりまとめのために、「 <u>ギャンブル等依存症対策推進関係者会議</u> 」を設置 (構成: 依存症患者等、その家族の代表者、関係事業者、専門家のうちから内閣総理大臣が任命)	依存症対策推進本部長の諮問に応じて、ギャンブル依存症対策の推進に関する重要事項を調査審議等のために「 <u>ギャンブル依存症対策関係者会議</u> 」を設置 (構成: 依存症患者等、その家族の代表者、専門家のうちから内閣総理大臣が任命)
その他	<アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮> ギャンブル等依存症対策を講じるにあたっては、 <u>アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする</u>	<経済的負担の軽減> 民間による支援を受けるギャンブル依存症の患者等及びその <u>家族の経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする</u>